

青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度取扱要領

この要領は、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

1 融資対象者等の定義

- (1) 要綱2の「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 要綱2(1)において、廃業歴のあるものが起業する場合は、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱2(4)の再チャレンジ枠での保証対象とすることとする。
- (3) 要綱2(2)の「県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業」とは、次のいずれかに該当するもの又はそれに準じたものをいう。
 - ① エネルギー関連産業（再生可能エネルギーのメンテナンス事業等（売電事業を除く。））
【青森県エネルギー産業振興戦略】
 - ② 農工ベストミックス型産業（バイオマス資源の活用等による新たな生産システムの確立、県産農林水産資源を活用した機能性食品の開発、食産業と流通業の連携による新事業展開等）
【あおり農工ベストミックス新産業創出構想】
 - ③ 医療・健康福祉関連産業
【青森ライフイノベーション戦略】
 - ④ 次世代環境自動車関連産業（EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリット車）や燃料電池車など次世代環境自動車関連産業分野において取り組む事業）【青森県自動車関連産業振興戦略】
 - ⑤ 知的財産を活用した企業経営に取り組む事業（自社の産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）や開放特許を活用して実用化を目指す事業等）
【青森県知的財産による新事業等の創出の推進に関する条例】
 - ⑥ 外貨獲得に向け、輸出をはじめとした海外ビジネス展開を図る事業
【青森県輸出・海外ビジネス戦略】
 - ⑦ 観光客等交流人口の増加に伴う経済効果の県内への波及に資すると認められる事業
【青森県観光戦略 ～人と地域の幸せの好循環～】
- (4) 要綱2(3)の「地域商店街活性化への取組」とは、県内の商店街又は観光地等、所在市町村が認める区域（以下「商店街等」という。）の空き店舗において開業する中小小売業者等で、地域商店街等の活性化への取組として市町村の認定を受けたものをいう。（「空き店舗活用チャレンジ融資」という。）
ここでいう「空き店舗」とは、商店街振興組合・商店会内等の所在市町村において、かつて小売業者等の店舗であったが、現在、空き家・空き地等となっているものをいう。
- (5) 要綱2(4)の「法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 法律の規定により行政庁の認定（承認を含む。）を受けた事業計画に基づいて行う事業
（例：経営革新計画、農商工等連携事業計画、地域経済牽引事業計画）
 - ② 法律の規定により行政庁の認定を受けた事業計画の区域又は施設内において取り組む、計画の趣旨に沿って行う事業（例：あおり生業づくり復興特区）
 - ③ 県が推進する登録事業等に係る要綱等に基づいて認定又は登録を受けた中小企業者が、当該事業の趣旨に沿って行う事業（例：青森県健康経営認定制度、環境認証取得又は省エネルギー診断制度等）
 - ④ 国や県等が直接実施する補助等事業（助成、投資を含む。）や、行政庁から委託を受けた財団法人等が実施する補助等事業において採択等された計画事業（例：新事業展開等促進補助事業、中小企業診断士、税理士、インキュベーションマネージャー等の専門家派遣事業による生産性向上のための助言等に基づき設備の導入を行う事業）
- (6) 要綱2(5)の「新分野進出」とは、日本標準産業分類において細分類の業種区分の事業への進出計画をいう。但し、農林水産業等の信用保証協会の保証対象外業種区分の事業は、対象としない。
- (7) 要綱2(6)の「新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を行うための取組」とは、個々の中小企業者にとって新規性が認められれば、既に他社において採用されている取組でも原則として対象とする。ただし、同業他社の取組状況（地域性の高いものは同一地域内での状況）を判断し、既に相当程度普及しているものは対象外とする。また、当該取組により売上又は利益の向上が見込まれ、そのことが

収支計画等により確認できるものとする。

- (8) 要綱 2 (7) 及び(8)の「再生可能エネルギー発電設備」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する設備をいう。（ただし、売電事業を目的としない設備を除き、水力発電設備は出力が 3 万キロワット以下のものに限る。）
- (9) 要綱 2 (10)の「生産性向上を図る事業」とは、次のいずれかに該当する先端設備又は生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の導入を行うもの又はそれに準じたものをいう。
- ① 生産、加工、試験、測定、搬送等に関する生産性向上設備を導入し、生産ラインやオペレーションの改善を図るもの
 - ② 販売又は役務の提供等に関する生産性向上設備を導入し、付加価値や業務効率の向上を図るもの
- (10) 要綱 2 (11)の「働き方改革を推進する取組」とは、次のいずれかに該当するもの又はそれに準じたものをいう。
- ① 事業所内における保育施設・託児所の設置等、職場環境を整備する取組
 - ② 事業所内の段差解消等、バリアフリー化を図る取組
 - ③ 在宅勤務制度、短時間勤務制度、育児休業取得を導入する又は向上させる取組
- (11) 要綱 2 (12)の「D X（デジタルトランスフォーメーション）を推進する取組」とは、データやデジタル技術を活用した設備導入、研究開発・事業展開により、ビジネスモデルや企業文化・風土等の変革又は付加価値の創出を図るものをいう。
- (12) 要綱 2 (13)の「S D G s（持続可能な開発目標）に資する取組」とは、青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦に示される、次の「S D G s の 8 つの優先課題」と関連性の高い取組のいずれかに該当するもの又はそれに準じたものをいう。
- ① あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現
（例：働き方改革・女性活躍推進、ダイバーシティ・バリアフリーの推進 等）
 - ② 健康・長寿の達成
（例：県民の健康づくりの推進 等）
 - ③ 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
（例：成長産業分野における新事業の展開 等）
 - ④ 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
（例：災害や危機に強い地域づくり、質の高いインフラ整備 等）
 - ⑤ 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
（例：低炭素・循環型社会づくり、食品廃棄物の削減 等）
 - ⑥ 生物多様性、森林・海洋等の環境の保全
（例：自然と共生する環境づくり、森林・海洋等の環境の保全 等）
 - ⑦ 平和と安全・安心社会の実現
（例：安心して子供を産み育てられる環境・安全安心な生活環境づくり 等）
 - ⑧ S D G s 実施推進の体制と手段
（例：S D G s を推進するための人材育成 等）
- (13) 要綱 5 (1)の「みなし創業者」とは、事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始するもの又は新たに会社を設立し事業を開始するものをいう。
- (14) 要綱 1 に定める目的に沿うものと認められないものについては、融資対象から除外する（例：主たる収入が給与所得、役員報酬又は年金等である者が行う一般居住用の賃貸住宅に係る事業）。

2 雇用創出計画に係る諸条件

（雇用の要件）

- (1) 要綱 2 (1)～(8)により融資利率年 0.9 %（女性、U I J ターンによる創業の場合を除く。）で融資を受けた者並びに 2 (9)により融資を受けた者（要綱 2 (1)～(9)により一事業に対し複数の融資を受け

た者を含む。)は、常時使用する従業員を新たに2人(障害者、中高年失業者、新型コロナウイルス感染症関連離職者を雇用する場合又は小規模企業者が雇用する場合は1人)以上を、融資実行後原則6ヶ月以内に雇用しなければならない。ただし、融資申込後に雇用(新型コロナウイルス感染症関連離職者に限り融資申込前の雇用を含む。)した場合又は県がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(2) 要綱2(1)～(8)により融資利率年0.7%で融資を受けた者は、常時使用する従業員を新たに3人(障害者、中高年失業者、新型コロナウイルス感染症関連離職者を雇用する場合はこれら1人を含む2人、小規模企業者が雇用する場合は2人)以上を、融資実行後原則6ヶ月以内に雇用しなければならない。ただし、融資申込後に雇用(新型コロナウイルス感染症関連離職者に限り融資申込前の雇用を含む。)した場合又は県がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(3) 前二項に該当する者(以下「雇用枠等の利用者」という。)は、前二項の規定により雇用した場合には、速やかに雇用状況を県に報告しなければならない。

※ (1)から(3)までに規定する条件を「雇用の要件」という。

(雇用する従業員の条件)

- (4) (1)及び(2)の「常時使用する従業員」とは、雇用期間の定めがなく、労働保険及び健康保険(強制適用事業所に該当する場合)の被保険者となる雇用契約の対象者(いわゆる正社員)とし、契約社員等、雇用期間の定めのある場合は対象としない。ただし、契約社員等、雇用の期限の定めのある雇用契約の者を正規雇用に変換した場合には、「常時使用する従業員」の対象とする。
- (5) (1)の「障害者」とは、障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号、第4号及び第6号にそれぞれ規定する「身体障害者」、「知的障害者」及び「精神障害者」のことをいう。
- (6) (1)の「中高年失業者」とは、満45歳以上で、就業者ではなく求職活動を行っている者をいう。
- (7) (1)の「新型コロナウイルス感染症関連離職者」とは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている企業等から解雇等により離職した者(内定取消を含む。)をいう。
- (8) (1)の小規模企業者とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項に規定するものをいう。

(雇用状況の報告)

- (9) 雇用枠等の利用者は、雇用を開始した時の雇用状況の報告にあたっては、常用従業員雇用状況報告書(別紙様式1)に、次の書類を添付して県に提出するものとする。
- ① 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」の写し
 - ② 「雇用契約書(又は労働条件通知書)」の写し
 - ③ 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し
 - ④ 雇用枠等の利用者誓約書(別紙様式2)
- (10) 雇用枠等の利用者が雇用の要件を証する書類を正当な理由により提出できない場合には、県は事情を確認の上、適宜判断するものとする。

(融資利率の変更)

- (11) 雇用枠等の利用者について、雇用の要件を欠いた状況が判明した場合は、県は、取扱金融機関及び信用保証協会(要綱別表に掲げる市町村の補助(又は補給)の対象となっている場合には当該市町村を含む。)に対して速やかに報告するものとし、取扱金融機関は次により融資利率の変更を行うものとする。
- ① 要綱2(1)～(8)により融資利率年0.9%で融資を受けた者が雇用の要件を欠いた場合は当該融資利率を、融資利率年1.0%を適用する条件を満たしている場合には年1.0%に、それ以外の場合は年1.1%に変更するものとする。(融資利率年0.9%を適用する条件を満たしている場合を除く。)
 - ② 要綱2(1)～(8)により融資利率年0.7%で融資を受けた者が雇用の要件を欠いた場合は、当該融資利率を、融資利率年0.9%を適用する条件を満たしている場合には年0.9%に、融資利率年1.0%を適用する条件を満たしている場合には年1.0%に、それ以外の場合は年1.1%に変更する

ものとする。

- ③ 要綱 2 (9)により融資を受けた者が雇用の要件を欠いた場合は、当該融資の融資利率を、取扱金融機関の所定利率から年 0.3 %引き下げた利率に変更するものとする。

3 市町村による認定

- (1) 1 (4)の認定を受けようとする者は、当該空き店舗の所在市町村に認定申請するものとする。また、併せて要綱 5 により、取扱金融機関に対して融資を申し込むものとする。
- (2) (1)の認定申請を受けた市町村は、事業計画の内容を的確に把握するとともに、これを審査し、認定の可否を決定するものとする。

4 経営力向上割引

(融資条件)

- (1) 要綱 3 (1)における「割引適用要件」とは、融資を受けた者が、試算表及び資金繰り表（以下「試算表等」という。）を四半期毎に、各四半期の翌月末までに取扱金融機関に対して提出することをいう。（但し、取扱金融機関の求めに応じて速やかに提出する場合を含むこととする。）

(割引適用除外)

- (2) 要綱 3 (1)の「割引適用要件を欠くに至った」場合とは、(1)による試算表等の提出を怠った場合（取扱金融機関が看過できない程度に提出が遅延した場合を含む。）及び提出した試算表等の内容に疑義があり、金融機関の指導に従わない場合をいう。
- (3) (2)の場合には、金融機関の判断により、要綱 3 (1)により、割引適用を除外するものとする。

5 報告

- (1) 信用保証協会は、毎月の保証状況について別紙様式 3 により、雇用創出枠（要綱 2 (1)～(8)において雇用創出計画を有する場合を含む。）の保証状況について別紙様式 4 により、これを証する書類の写しを添えて、翌月の 10 日までに県に報告するものとする。
- (2) 信用保証協会は、要綱別表に掲げる市町村に係る毎月の保証状況について、翌月の 10 日までに当該市町村に報告するものとする。
- (3) 市町村長は、3 の認定を行った場合は、認定状況報告書（別紙様式 5）を作成し、これに添付書類を添えて、翌月の 10 日までに県に提出するものとする。